

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告します。

令和8年3月13日 大阪法務局 筆界特定登記官
記

筆界特定手続の表示

手続番号	令和7年第91号
対象土地	吹田市上山手町1329番2
	同所 3162番2